

1	平成 28 年第 [] 号
2	財産管理委任契約、任意後見契約及び
3	死後事務委任契約公正証書
4	本公証人は、当事者の囑託により、次の法律行為に
5	関する陳述を録取し、本証書を作成する。
6	第一 財産管理委任契約
7	(契約の趣旨)
8	第 1 条 この契約（以下「委任契約」という）は、委
9	任者 [X]（以下「X さん」という）が受任
10	者 [Y1]（以下「Y1 さん」という）に対し、
11	本日以降の X さんの生活、療養監護及び財産管
12	理に関する事務を委任し、Y1 さんは、これを受
13	任するものです。
14	(任意後見契約との関係)
15	第 2 条 委任契約を結んだ後、X さんが精神上的の病
16	気等により判断能力が不十分な状態になり、Y1
17	さんが任意後見契約による後見事務を行うのがよ
18	いと認めたときは、Y1 さんは、家庭裁判所に対
19	し任意後見監督人の選任を請求しなければなりま
20	せん。

2 この委任契約は、前項の選任請求により任意後見監督人が選任され、任意後見契約の効力が生じたときに終了します。

(委任事務の範囲)

第3条 Xさんは、Y1さんに対し、別紙「代理権目録（委任契約）」記載の委任事務（以下「委任事務」という）を委任し、Y1さんにその事務処理のため代理権を与えます。

(証書等の引渡し等)

第4条 Xさんは、Y1さんに対し、委任事務を処理するために必要と認めるときは、必要に応じて、次の証書等を引き渡して預けます。

- ①預金通帳 ②登記済権利証 ③印鑑登録カード・住民基本台帳カード ④個人番号通知カード又は個人番号カード ⑤実印・銀行取引印 ⑥キャッシュカード ⑦年金関係書類 ⑧有価証券・その預り証 ⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類 ⑩その他重要な書類等

2 Y1さんは、前項の証書等の引渡しを受けたと

きは、**X**さんに対し、その明細を記した預り証を交付して証書等を保管し、本件委任事務を処理するために使用することができます。また、委任事務処理のため必要がなくなったときは、**X**さんに返還します。

(費用の負担)

第5条 **Y1**さんが委任事務を処理するために必要な費用は、**X**さんの負担とします。なお、**Y1**さんは、管理している**X**さんの財産からその費用を支出することができます。

(報酬)

第6条 この委任事務の報酬は無償とします。

(報告)

第7条 **Y1**さんは、**X**さんに対し、委任事務処理の状況につき、随時、報告するものとします。

2 **X**さんは、**Y1**さんに対し、いつでも事務処理状況について報告を求めることができます。

(契約の変更)

第8条 この委任契約に定めた代理権の範囲を変更する契約は、公正証書によるものとします。

(契約の解除)

第9条 XさんとY1さんは、いつでもこの委任契約を、別途結ぶ任意後見契約と併せて一緒に解除することができます。ただし、この解除は、公証人の認証を受けた書面によってしなければならないものとします。

(契約の終了)

第10条 この委任契約は、第2条第2項の場合のほか、次の場合に終了します。

- (1) Xさんが死亡したとき
- (2) Xさんが後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき
- (3) Y1さんが死亡又は所在不明になったとき
- (4) Y1さんが後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき

第二 任意後見契約

(契約の趣旨)

第1条 この契約（以下「任意後見契約」という）は、委任者Xさんが受任者Y1さんと受任者Y2（以下「Y2さん」という）に対し、任意後見契

約に関する法律第4条第1項に定める「精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」、すなわち X さんの判断能力が不十分になった場合に、X さんの生活、療養看護及び財産管理に関する事務を行うことを委任し、Y1 さんと Y2 さんはこれを受任するものです。なお、Y1 さんと Y2 さんは、各自単独でその権限を行使することができます。

(契約の発効)

第2条 この任意後見契約は、家庭裁判所において、Y1 さんと Y2 さんの後見事務を監督する任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じます。

2 この契約を結んだ後に、X さんが精神上的の病気等により判断能力が不十分な状況になり、Y1 さんと Y2 さんが、この任意後見契約により後見事務を行うのがよいと判断したときは、X さん又は Y1 さん若しくは Y2 さんは、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を申し立てなければなりません。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
なお、Xさん並びにY1さん及びY2さんは、
任意後見監督人候補者としてZ

を指定し、Zが選任されることを
希望します。ただし、家庭裁判所がこれと異なる
判断をするときは、その判断によります。

(後見事務の範囲)

第3条 Xさんは、Y1さんに対し別紙「代理権目
録（任意後見・Y1）」記載の後見事務、Y2
さんに対し、別紙「代理権目録（任意後見・Y2
）」記載の後見事務（以下、併せて「後見事
務」という）を委任し、Y1さんとY2さんにそ
れぞれその事務処理のための代理権を与えます。
ただし、別紙「任意後見監督人の同意を要する特
約事項」記載の事務をするについては、任意後見
監督人の同意を得なければなりません。

(身上配慮の責務)

第4条 Y1さんとY2さんは、後見事務を行うに当
たっては、Xさんの意思を最大限に尊重し、か
つXさんの身上に配慮するものとします。また、

その事務処理のため、必要に応じて「X」さんと面談し、ヘルパーその他日常生活援助者から「X」さんの生活について報告を求め、主治医など医療関係者から「X」さんの心身の状態について説明を受けるなどして、「X」さんの生活状況や健康状態の把握に努めるものとします。

(証書等の保管)

第5条 「Y2」さんは、「X」さんから、後見事務を処理するために、次の証書等の引渡しを受けたときは、「X」さんに対し、その明細及び保管方法を記載した預り証を交付します。

- ①預金通帳 ②登記済権利証 ③印鑑登録カード・住民基本台帳カード ④個人番号通知カード又は個人番号カード ⑤実印・銀行取引印 ⑥キャッシュカード ⑦年金関係書類 ⑧有価証券・その預り証 ⑨土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類 ⑩その他重要な書類等

2 「Y2」さんは、この任意後見契約の効力発生後、「X」さん以外の者が前記記載の証書等を所持して

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
あるときは、その者からこれらの証書等の引渡しを受けて、自らこれを保管することができます。

3 Y2さんは、後見事務を処理するため、第1項の証書等を使用することができます。また、Y1さんは、後見事務に関連する郵便物等を必要な範囲で開封することができます。

(費用の負担)

第6条 Y1さんとY2さんが後見事務を行うために必要な費用は、Xさんが負担するものとし、Y2さんが管理するXさんの財産からこれを支出することができます。

(報酬)

第7条 この後見事務の報酬は無償とします。

(報告)

第8条 Y1さんとY2さんは、任意後見監督人に対し、6か月ごとに、後見事務に関する次の事項について書面で報告するものとします。

(1) Xさんの財産の管理状況

(2) Xさんを代理して取得した財産の内容、取得の時期・理由・相手方及びXさんを代理し

1	て処分した財産の内容、処分の時期・理由・相手方
2	(3) X さんを代理して受領した金銭及び支払った金銭の状況
3	(4) X さんの身上監護につき行った措置
4	(5) 費用の支出の状況及び支出した時期・理由・相手方
5	2 Y1 さんと Y2 さんは、任意後見監督人の請求がある場合には、いつでも速やかに求められた事項について報告します。
6	(契約の解除)
7	第9条 任意後見監督人が選任される前においては、
8	X さん並びに Y1 さん及び Y2 さんは、いつでも公証人の認証を受けた書面によって、この任意後見契約を解除することができます。
9	2 任意後見監督人が選任された後においては、X さん並びに Y1 さん及び Y2 さんは、正当な理由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、この任意後見契約を解除することができます。
10	(契約の終了)

第10条 この任意後見契約は、次の場合に終了します。

(1) Xさんが死亡したとき

(2) Xさんが後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき

(3) Y1さん又はY2さんが死亡したとき

(4) Y1さん又はY2さんが後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき

(5) その他法定の終了事由が生じたとき

2 任意後見監督人選任後に終了事由が生じた場合、Y1さん又はY2さんは速やかにその旨を任意後見監督人に通知し、任意後見終了の登記を申請しなければなりません。

第三 死後事務委任契約

(契約の趣旨)

第1条 委任者Xさんは、受任者Y2さんに対し、Xさんの死亡後における事務（以下「死後事務」という）を委任し、Y2さんはこれを受任します。

(事務の範囲)

第2条 Xさんは、Y2さんに対し、次の事務を委任します。

(1) 病院、施設等から死亡の連絡を受けること

(2) 親族等へ連絡すること

(3) 遺体の搬送に関する手続き

(4) 互助会、葬祭業者、火葬、納骨の手配及び立会い

(5) 家財道具、生活用品の処分、遺品整理業者の手配と費用を支払うこと

(6) 病院、施設等の費用、公共料金その他債務を支払うこと

(7) 行政機関等への届け出及び交付書類の受領

(8) 以上に関連する一切のこと

2 Y2さんは、前項の事務を処理するに当たり、代理人及び事務代行者を選任することができます。

(葬儀等及び供養)

第3条 Xさんの葬儀は、Y1さんが加入する互助会を通じて執り行うものとします。

2 Y2さんは、火葬、葬儀、納骨に立会い、費用の支払いその他一切の事務を処理します。

1	3	Y2	さんは、	X	さん及び	Y1	さんが共に死亡
2			し、先祖供養をする者がなくなった場合は、	X			
3			さんの菩提寺に対し、永代供養の手続きをするも				
4			のとします。				
5			(遺品整理)				
6	第4条	Y2	さんは、	X	さんの遺品整理について、		
7			以下の事務を行います。				
8			(1) 遺品整理業者への連絡、打ち合わせ、見積り、				
9			支払に関すること				
10			(2) 遺品整理当日の立会い、その他遺品整理に関				
11			連する一切のこと				
12	2	Y2	さんは、	X	さんの配偶者が存命している		
13			場合は、配偶者の意思を尊重して遺品整理に当た				
14			らなければなりません。				
15			(費用の負担)				
16	第5条	Y2	さんがこの死後事務を遂行するために要				
17			した費用は、	X	さんの負担とします。		
18			(報酬)				
19	第6条		この死後事務の報酬は無報酬とします。				
20			(契約の解除)				

第7条 Xさん及びY2さんは、Xさんの生存中、いつでもこの契約を解除することができます。ただし、この解除は、公証人の認証を受けた書面によってしなければならないものとします。

(委任者の死亡後における本契約の効力)

第8条 この契約は、Xさんの死亡によっても終了しません。

(契約の終了)

第9条 この契約は次の場合に終了します。

- (1) Y2さんが破産手続開始の決定を受けたとき
- (2) Xさんが破産手続開始の決定を受け、又は後見・保佐・補助開始の審判を受けたとき。ただし、Y2さんがXさんの後見人、補佐人、補助人に選任された場合を除く。

(管理財産の返還)

第10条 Y2さんがXさんの財産を管理している場合、死後事務が終了したときはY2さんは、その管理するXさんの財産から死後事務にかかった費用を受け取り、残りの財産をXさんの相続人等、正当な権利者に引渡さなければなりません。

(報告義務)

第11条 Y2さんは、Xさんの相続人に対し、死後事務終了後速やかに、次の事項を書面で報告しなければなりません。

- (1) 死後事務について行った措置
- (2) 費用の支出状況

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項及び疑義のある事項については、XさんとY2さんが協議をして定めるものとする。

以上

本旨外要件

(本籍) [redacted]

(住所) [redacted]

(職業) なし

委任者 [redacted] X

昭和9年 [redacted] 日生

委任者は、印鑑登録証明書の提出により人違いのないことを確認した。

(住所) [redacted]

1	(職業) 自営業
2	受任者 [redacted] Y1
3	昭和13年 [redacted] 7日生
4	(住所) [redacted] 号
5	(職業) なし
6	受任者 [redacted] Y2
7	昭和21年 [redacted] 生
8	受任者兩名は、それぞれ印鑑登録証明書の提出により人違いのないことを確認した。
9	前記本旨各事項を列席者に閲覧させたところ、各自その正確なことを承認し、署名押印する。
10	
11	
12	委任者 [redacted] X 印
13	受任者 [redacted] Y1 印
14	受任者 [redacted] Y2 印
15	この証書は、平成28年11月28日、本公証人役場において、法定の方式に従って作成し、本公証人が次に署名押印する。
16	
17	
18	[redacted]
19	[redacted] 地方法務局所属
20	公証人 [redacted] 印

別紙

代理権目録（委任契約）

- ①預金通帳など重要な財産、重要書類の管理に関する事
 - ②金融機関（北陸銀行岩瀬支店、ゆうちょ銀行）への預け入れ、引き出し、口座開設、解約等すべての取引及び代理人届に関する事
 - ③年金など収入の受け取り、税金の支払い、光熱費など生活にかかる費用の支払いに関する事
 - ④生活用品の購入に関する事
 - ⑤保険金の請求、受領、新規契約、契約の変更、更新、解約に関する事
 - ⑥住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書など行政機関が発行する証明書の申請と受領に関する事
 - ⑦郵便物の受領、開封
 - ⑧要介護認定の申請、承認、異議申立てに関する事
 - ⑨介護サービスの利用契約、変更、解除に関する事
 - ⑩有料老人ホームなど福祉施設への入所契約、変更、解除に関する事
 - ⑪入院など医療に関する契約
 - ⑫訪問販売など、**X**さんに不利な契約をした場合に、相手方に契約解除、取消しなどの意思表示をすること
 - ⑬裁判、和解等をする場合に、弁護士を選任して委任すること
 - ⑭復代理人の選任及び事務代行者を指定すること
 - ⑮以上に関連する一切の事項
- 以上

別紙

代理権目録（任意後見・Y2）

- ①預金通帳など重要な財産、重要書類の管理及び処分
 - ②金融機関への預け入れ、引き出し、口座開設、解約等すべての取引及び代理人届に関する事
 - ③年金など収入の受取り、税金の支払い、光熱費など生活にかかる費用の支払い
 - ④保険金の請求と受領
 - ⑤居住用不動産の売買、賃貸借、修繕の契約に関する事
 - ⑥遺産分割協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事
 - ⑦住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書など行政機関が発行する証明書の申請と受領
 - ⑧訪問販売など、本人に不利な契約をした場合に、相手方に契約解除、取消しなどの意思表示をすること
 - ⑨裁判や和解をする場合に、弁護士を選任して委任すること
 - ⑩復代理人の選任及び事務代行者を指定すること
 - ⑪以上に関連する一切の事
- 以上

別紙

代理権目録（任意後見・Y1）

- ①要介護認定の申請、承認、異議申し立てに関する事
 - ②介護サービスの利用契約、変更、解除に関する事
 - ③有料老人ホームなど福祉施設への入所契約、解除に関する事
 - ④入院など医療に関する契約
 - ⑤生活用品の購入
 - ⑥郵便物の受領、開封
 - ⑦復代理人の選任及び事務代行者を指定する事
 - ⑧以上に関連する一切の事
- 以上

別紙

任意後見監督人の同意を要する特約事項

任意後見契約の効力発生後、受任者が次の行為をする場合は、個別に任意後見監督人の書面による同意を要する。

- ①居住用不動産の売買、賃貸借、その他重要な財産の処分
 - ②居住用不動産の増改築に関する請負契約
 - ③有料老人ホームなど福祉施設への入所契約
 - ④裁判や和解をする場合に、弁護士を選任し委任すること
 - ⑤復代理人の選任
 - ⑥以上に関連する一切のこと
- 以上

公証人(証) (公) (人) (役) (場)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

この正本は前同日同所において公正証書の原本により作成し、これを嘱託人 [X] に交付する。

[Redacted]

[Redacted] 地方法務局所属

公証人 [Redacted]

[Redacted]